

嘉麻市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

嘉麻市転入者等住まい応援交付金交付申請書

嘉麻市転入者等住まい応援交付金の交付を受けたいので、嘉麻市転入者等住まい応援交付金規程第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 転入の年月日 令和 年 月 日
- 2. 所有権保存又は所有権移転の年月日 令和 年 月 日
- 3. 世帯、住宅等の状況

続 柄	氏 名	生年月日	共有持分
交付申請者		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
住所の所在地	嘉麻市		
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 建売（一戸建て） <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅		
市内業者による施工・販売	<input type="checkbox"/> 該当あり（業者名： _____） <input type="checkbox"/> 該当なし		
他の助成制度の適用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（名称： _____）		
	※他の国庫補助制度との併用はできません		

添付書類

- ① 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し
- ② 建物に関する建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（中古住宅を購入した場合は除く。）
- ③ 建物に関する登記事項証明書
- ④ 新築し、又は購入した建物の位置図、平面図（中古住宅を購入した場合は除く。）及び全体写真
- ⑤ 誓約及び納付状況等調査同意書（様式第2号）
- ⑥ 誓約書（様式第3号）
- ⑦ 市内業者により施工され、又は販売された場合は、建設業法に基づく建設業の許可若しくは宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類及び代表者の住民票の写し

誓約及び納付状況等調査同意書

令和 年 月 日

嘉麻市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____

嘉麻市転入者等住まい応援交付金を申請するに当たり、申請者と申請者と同一世帯の者は、下記のとおり、誓約及び同意をします。

記

1. 申請者と申請者と同一世帯の者の住民票及び末尾記載の市税等の納付状況について、嘉麻市が調査することに同意します。
2. 申請者と申請者と同一世帯の者は、嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条第4号に規定する者に該当しないことを誓約するとともに、その該当の有無について、嘉麻市が調査することに同意します。
3. 嘉麻市転入者等住まい応援交付金交付規程第6条第1項の規定による現地調査のため、担当職員が家屋内立入りをすることに同意します。

誓約及び調査同意者の署名等	氏名	生年月日	申請者との続柄	備考
申請者		年 月 日		
申請者と同一世帯の者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

注) 上覧には、必ず各自が自筆しなければなりません。

場合によっては、調査同意等の権限者からの同意書等が必要となることがあります。

市税等

市民税	固定資産税	軽自動車税
国民健康保険税	市営住宅使用料	保育料
学童保育所利用料	道路占用料	市有土地・建物貸付料
国有地転貸料	水道料金	農道・水路等占用料
学校給食費	介護保険料	中小企業振興資金償還金
住宅新築資金償還金	住宅改修資金償還金	宅地取得資金償還金
後期高齢者医療保険料	災害援護資金償還金	福祉電話使用料
汚水処理施設使用料	テーブルネットワーク基本料金・付加料金	
市営住宅退去時補修費	老人施設入所負担金	
老人居室整備資金貸付金	奨学資金貸付金（連帯債務含む。）	
公の施設の利用又は行政財産の目的外使用許可に係る使用料		
その他の市に納付又は納入すべき全ての公共料金等		

令和 年 月 日

嘉麻市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____

誓 約 書

私は、嘉麻市転入者等住まい応援交付金の交付申請に当たり、下記のことを遵守し、及び履行し、不正に交付金を受給しないことを誓約いたします。

万一違反した場合は、不正に受給した交付金の全部又は一部を指定された期日までに返還することを併せて誓約いたします。

記

- 1 交付金の交付決定の日から5年を超えて、現在の住所地に住民登録を行い当該住所を生活の本拠地とすること。
- 2 市に提出する書類の記載内容や交付金の受給資格に偽りがないこと。
- 3 万一交付決定の日から5年以内に交付金の対象となる住宅を取り壊し、貸与し、若しくは売却した場合又は世帯の構成員全員が転出し、若しくは転居した場合は、交付金の全部又は一部を直ちに返還すること。